

市町村農業振興地域整備計画の管理等事務処理要領

制定	平成12年	4月1日	12農第420号
改正	平成12年	8月11日	
改正	平成18年	3月31日	17農総第1243号
改正	平成21年	12月15日	21農第8358号
改正	平成23年	2月24日	22農第3450号
改正	平成23年	7月27日	23農支第1335号
改正	平成23年	9月5日	23農支第1670号
改正	平成29年	3月31日	29農支第4191号
改正	令和元年	9月13日	元農支第2498号
改正	令和3年	9月10日	3農支第2386号
改正	令和5年	7月11日	5農支第1594号

第1 趣旨

この要領は、農業振興地域制度の適正な運用及び市町村農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の適正かつ円滑な管理に資するため、具体的な事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 市町村整備計画の変更

1 市町村整備計画の変更事由

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果により変更の必要が生じたとき（総合見直し）
- (2) 農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域指定の区域の変更又は経済事情の変動その他情勢の推移により変更の必要が生じたとき（随時変更）

2 市町村整備計画の変更の要件及び法令上の関係機関からの意見聴取等

- (1) 市町村長は、おおむね5年毎に市町村整備計画に関する基礎調査を実施し、これに基づき、市町村整備計画の見直しを行うものとする。
- (2) 市町村長は、農用地区域の変更にあたっては、法第10条第3項各号で規定する土地を農用地区域として定めるものとする。
- (3) 市町村長は、法第10条第3項各号で農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても、同条第4項に規定する土地は、農用地区域として定めないものとする。
- (4) 市町村長は、市町村整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更を行う場合は、法第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。
- (5) 市町村長は、市町村整備計画を変更しようとする場合は、法令に基づく下記の調整を行うこと。

- ア 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号。以下「令」という。)第3条の規定に基づき、農業協同組合、土地改良区及び該当する場合は森林組合の意見を聴くこと(参考様式1号)。
- イ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号。以下「規則」という。)第3条の2に基づき、農業委員会の意見を聴くこと(参考様式2号)。
- ウ 農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日構改C第261号。以下「ガイドライン」という。)第11の5「その他留意事項」に定める連絡、調整等を行うこと。

第3 市町村整備計画の変更の事務手続き(市町村における事務手続き)

1 総合見直し〔第2の1(1)〕の場合の個別事務

(1) 基礎調査の実施

- ア 市町村長は、法第12条の2第1項で規定する基礎調査を行う。
- イ 基礎調査の方法は、規則第5条の2及びガイドライン第15の1により行い、項目は、規則第5条の3によるものとする。
- ウ 法第10条第3項各号に掲げる土地を農用地等及び農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさないことを理由として農用地区域から除外する場合は、除外することの妥当性を十分検討する必要があるため、原則として、基礎調査に基づく総合見直しにより行うこと。

(2) 農業振興地域整備計画変更理由書等の作成

- ア 市町村長は、基礎調査の結果、市町村整備計画の変更が必要であると判断した場合は、農業振興地域整備計画変更理由書(様式第1号)及び農業振興地域整備計画変更調書(様式第2号)を作成するものとする。
- イ 農業振興地域整備計画変更理由書及び農業振興地域整備計画変更調書を作成するにあたっては、その内容につきあらかじめ市町村関係部課等において十分検討、調整を図るものとする。なお、農地転用許可権者との事前の調整が必要な場合又は市町村長若しくは農林事務所長が必要と認めるときは、事前に調整を行うものとする。

2 随時変更〔第2の1(2)〕の場合の個別事務

(1) 農用地利用計画変更申出書の提出

市町村長は、必要があれば農用地利用計画の変更を申し出た者(以下「変更申出者」という。)から、農用地利用計画変更申出書(参考様式3号~5号)を提出させることができるものとする。

(2) 農業振興地域整備計画変更理由書等の作成

- ア 市町村長は、(1)の農用地利用計画変更申出書等の検討により、市町村整備計画の変更が必要であると判断した場合は、農業振興地域整備計画変更理由書(様式第1号)及び農業振興地域整備計画変更調書(様式第2号)を作成するものとする。

イ 農業振興地域整備計画変更理由書及び農業振興地域整備計画変更調書を作成するにあたっては、その内容につきあらかじめ市町村関係部課等において十分検討、調整を図るものとする。

3 総合見直し〔第2の1(1)〕及び随時変更〔第2の1(2)〕の場合の共通事務

(1) 市町村整備計画の変更案に係る事前協議

ア 市町村長は、市町村整備計画の変更にあたって、事務の円滑な処理を図る観点から、事前の調整が必要と認めるときは、市町村整備計画の変更案について、事前に農林事務所長あてに協議できるものとする。なお、市町村整備計画の変更のうち、令第10条で定める軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）についても同様とする。

イ 事前協議を行う場合は、市町村整備計画変更事前協議書（様式第3号）（以下「事前協議書」という。）により行い、次に掲げる書類を添付するものとする。

(ア) 総合見直しの場合

- ・ 農業振興地域整備計画変更理由書（様式第1号）
- ・ 農業振興地域整備計画変更調書（様式第2号）
- ・ 変更該当する附図（変更箇所を明示）
- ・ 農用区域からの除外又は用途区分の変更の判断に必要な書類
- ・ 転用の確実性を判断するために必要な書類
- ・ 農業振興地域整備計画書（ガイドライン別添参考様式第3）
- ・ 農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料（ガイドライン別添参考様式第4）

(イ) 随時変更の場合

- ・ 農業振興地域整備計画変更理由書（様式第1号）
- ・ 農業振興地域整備計画変更調書（様式第2号）
- ・ 変更該当する附図（変更箇所を明示）
- ・ 農用区域からの除外又は用途区分の変更の判断に必要な書類
- ・ 転用の確実性を判断するために必要な書類

(2) 結果の通知

ア 市町村長は、農用地利用計画の変更が不要であると判断した場合及び(1)アの事前協議の結果、農用地利用計画の変更が「否」とであると判断された場合又は転用されることが確実と見込まれない場合には、変更申出者に対し、速やかに農用地利用計画の変更を行わない旨及びその理由を文書により回答するものとする。

イ アの回答を行う場合は、参考様式6号を参考とするものとする。

(3) 市町村整備計画の決定手続き（公告・縦覧・意見書・異議の申出）

市町村長は、市町村整備計画の変更が必要であると判断した場合及び(1)アの結果、市町村整備計画の農用地利用計画の変更が「可」とあるとの回答があった場合で、転用されることが確実と見込まれる場合には、法第13条第4項で準用する第11条の規定により農用地利用計画の決定手続きを進めるものとする。

これらの場合、公告縦覧及び異議の申出の期間の計算に誤りのないよう十分留意

すること（様式第4号）。また、変更しようとする理由を記載した書面については、ガイドライン第14の2を参考に作成し、意見書又は異議の申出の処理についてはガイドライン第14の4を参考に適切に行うこと。

(4) 市町村整備計画の変更に係る協議

ア 協議

(ア) 市町村長は、市町村整備計画の変更について法第13条第4項で準用する第11条の全ての手続きを了した場合には、市町村整備計画変更協議書（様式第5号）（以下「協議書」という。）を農林事務所長へ提出するものとする。

(イ) 協議書は、次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、農地転用許可権者との調整が必要な場合で(1)アの事前協議を了していない案件については、農用地区域からの除外又は用途区分の変更の判断に必要な書類及び転用の確実性を判断するために必要な書類を併せて添付するものとする。

（総合見直しの場合）

- ・ 農業振興地域整備計画変更理由書（様式第1号）
- ・ 農業振興地域整備計画変更調書（様式第2号）
- ・ 変更に応当する附図（変更箇所を明示）
- ・ 農業振興地域整備計画書（ガイドライン別添参考様式第3）
- ・ 農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料（ガイドライン別添参考様式第4）

（随時変更の場合）

- ・ 農業振興地域整備計画変更理由書（様式第1号）
- ・ 農業振興地域整備計画変更調書（様式第2号）
- ・ 変更に応当する附図（変更箇所を明示）

(ウ) 協議書は、正副2部（副本には、様式第1号、様式第2号及び変更に応当する附図のみを添付）を提出するものとする。

イ 同意をしない旨の通知

(ア) 市町村長は、協議の結果、県が同意しなかった場合で、変更申出者がいる場合は、その者に対し、速やかに農用地利用計画の変更を行わない旨及びその理由を文書により回答するものとする。

(イ) (ア)の回答を行う場合は、参考様式7号を参考とするものとする。

(5) 市町村整備計画を変更した旨の公告

ア 市町村長は、農林事務所長から同意する旨の通知を受けたときは、直ちに法第13条第4項で準用する第12条第1項の規定による公告（様式第6号）を行うものとする。

イ 市町村長は、公告をしたときは、その旨を変更申出者がいる場合は、その者へ通知するものとする。その際、農地法上の転用許可を要する場合で、(1)アの事前協議を了していない案件については、当該農用地利用計画の変更は、農地転用許可の可否の判断を了したものではない旨を併せて通知するものとする。

ウ 軽微な変更については、(1)アの手続きをとった場合は、農用地利用計画の変更が「可」であるとの回答を受けた後に、法第13条第4項で準用する第12条第

1 項の公告を行うものとする。

(6) 市町村整備計画変更台帳の送付

ア 市町村長は(5)の公告をしたときは、直ちに「市町村整備計画変更台帳」(様式第7号)を作成し、変更経過及びその内容を明らかにしておくものとする。

イ 市町村長はアの台帳を作成したときは、直ちに農林事務所にその写しを2部送付するものとする。なお、(1)アの事前協議を行わなかった場合の軽微な変更については、台帳の写しとともに土地利用計画図(附図1号。ただし、除外及び用途区分の変更に限る。)及び変更後の農用地利用計画を添付するものとする。

(7) 市町村整備計画書写しの送付

市町村長は、総合見直しによる市町村整備計画の変更の場合には、国への送付文(様式第15号)を作成し、変更後の市町村整備計画書の写しを3部(国1部、県2部)添付の上、農林事務所長あてに送付するものとする。

第4 市町村整備計画の変更(農林事務所における事務処理)

1 事前協議があった場合

(1) 事前協議書の受理及び審査

農林事務所長は、第3の3(1)アにより事前協議書が提出されたときは、様式及び添付書類について形式的な審査を行った上で受理するものとし、必要に応じて補正を求めるものとする。

(2) 関係機関との調整

農振担当は、市町村から(1)の事前協議のあった場合には、必要に応じて、事業担当部等との調整を行うものとする。

(3) 農地転用許可権者との調整

ア 農振担当は、農地転用担当と協力して現地調査等を実施し、農地転用の可否について十分調整を行うものとする。

イ 農林事務所長は、市町村から事前協議があった個別箇所の転用許可権限庁が、知事(農業担い手課)である場合は、市町村整備計画変更案協議書(様式第8号)及び農業振興地域内農用地等の転用に係る意見及び調査結果(様式第9号)により農林水産部長に協議するものとする。

なお、この場合は、個別箇所1件毎に協議するものとする。

2 回答

農林事務所長は、事前協議の調整を了したときは、その結果を市町村へ回答するものとする(様式第10号)。

3 協議に対する同意

農林事務所長は、第3の3(4)アにより同意を要する協議があった際は、その内容を審査し、必要に応じて事業担当部等との調整を行うとともに、事前協議が行われた場合はその内容と照合して、適当と認めたときは同意する旨の通知書(様式第11号)を市町村へ送付するものとする。

4 協議に対する不同意

農林事務所長は、第3の3(4)アにより同意を要する協議があった際は、その内容を審査し、必要に応じて事業担当部等との調整を行うとともに、事前協議が行われた場合はその内容と照合して、不相当と認めたときは同意しない旨の通知書（様式第12号）を市町村へ送付するものとする。

5 同意の判断基準及び標準処理期間

(1) 同意の判断基準

3により、農林事務所長が同意する判断基準は、下記のとおりとする。

ア 農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、法第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさないこととなったとして農用地区域から除外する場合は、ガイドライン第16の2(1)①イの規定に留意すること。

ウ 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するために行う農用地区域の変更については、編入しようとする土地が、法第10条第3項各号のいずれかに該当すること。

エ 用途区分の変更については、規則第4条の2に規定する区分に従い指定されていること。

オ 法第3条の2に基づき公表された「農用地等の確保等に関する基本指針」及び法第4条の規定に基づき公表された「福島県農業振興地域整備基本方針」に適合すること。

(2) 標準処理期間

3又は4の通知書の施行は、第3の3(4)アの協議書の受理後60日以内に行うように努めること。

ただし、次に掲げる日数は含まないものとする。

ア 協議書等の不備その他の理由により、文書等の補正に要する日数

イ 日曜日及び土曜日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

エ 12月29日から1月3日までの間（ア及びイに掲げる日を除く）

6 市町村整備計画書の管理

(1) 農林事務所長は、市町村整備計画毎にそれぞれ整理し、事務所内に備えつけておくものとする。

(2) 農林事務所長は、3の同意関連書類については、市町村整備計画に綴り込み保管するものとする。

7 台帳の整備

(1) 農林事務所長は、協議及び変更の手続きの経過等を記録整理するため、「農業振興

地域整備計画変更処理台帳（様式第13号）を備えおき変更協議のつど整理しておくものとする。

- (2) 農林事務所長は、管内「市町村整備計画管理台帳」を備えおき、第3の3(6)イの送付を受けた場合は、その内容を審査の上、市町村毎にまとめて綴り込み保管するものとする。

8 報告

- (1) 農林事務所長は、市町村整備計画が変更されたときは、報告書（様式第14号）に次の書類を添付の上、直ちに農林水産部長に報告するものとする。
 - ・第3の3(4)アの協議書副本（軽微な変更の場合を除く。）
 - ・第3の3(6)の市町村整備計画変更台帳（様式第7号）の写し
 - ・7(1)の農業振興地域整備計画変更処理台帳（様式第13号）の写し
 - ・土地利用計画図（附図1号）（軽微な変更の場合）
 - ・変更後の農用地利用計画（軽微な変更の場合）
- (2) 農林事務所長は、市町村から第3の3(7)により変更後の市町村整備計画書の写しの送付があったときは、直ちに農林水産部長に送付するものとする。なお、変更後の市町村整備計画書の写しは、2部（国1部、県1部）送付するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の規定に基づき作成された様式とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和元年9月13日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の規定に基づき作成された様式とみなす。

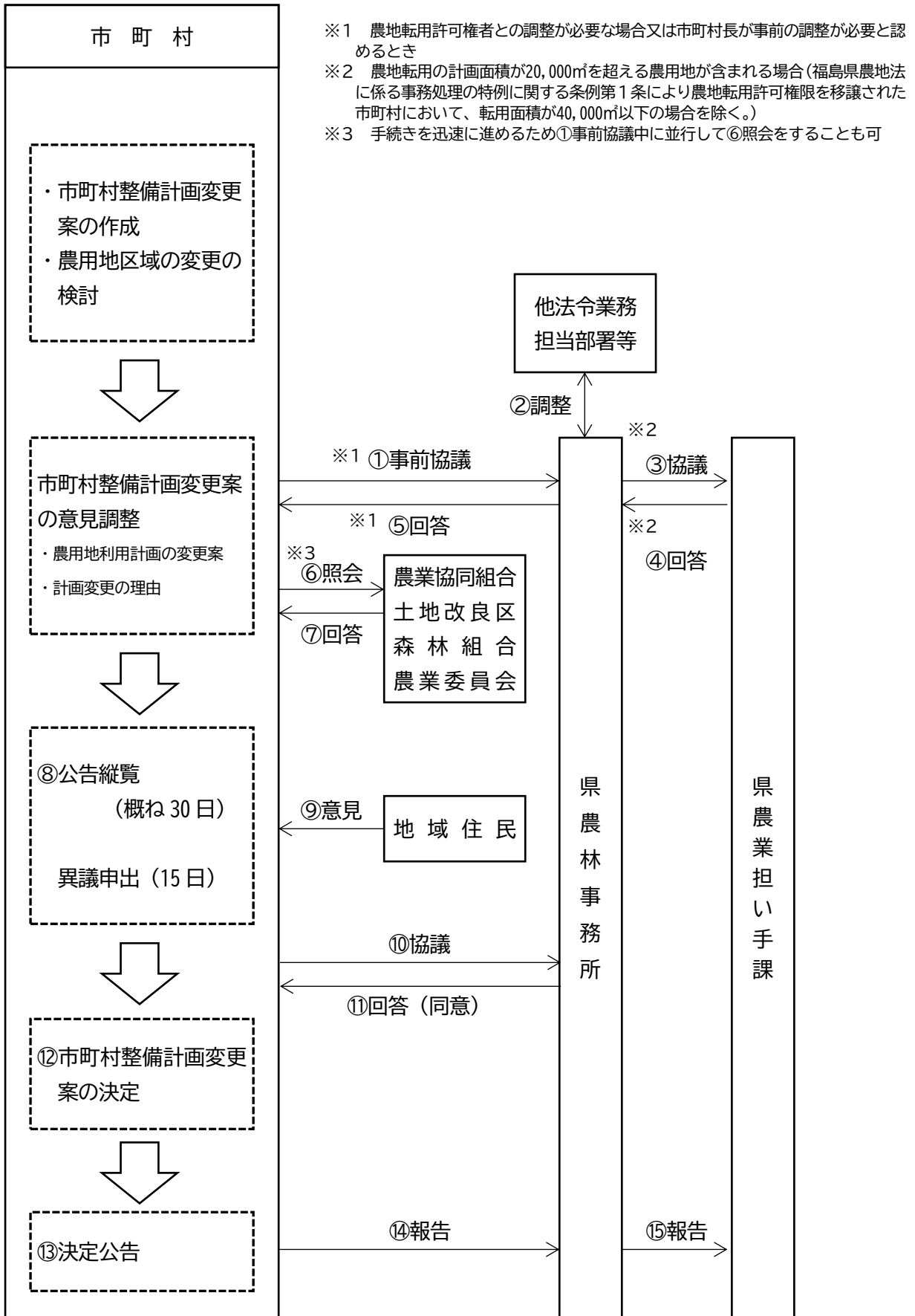
附 則

- 1 この要領は、令和3年9月10日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の規定に基づき作成された様式とみなす。

附 則

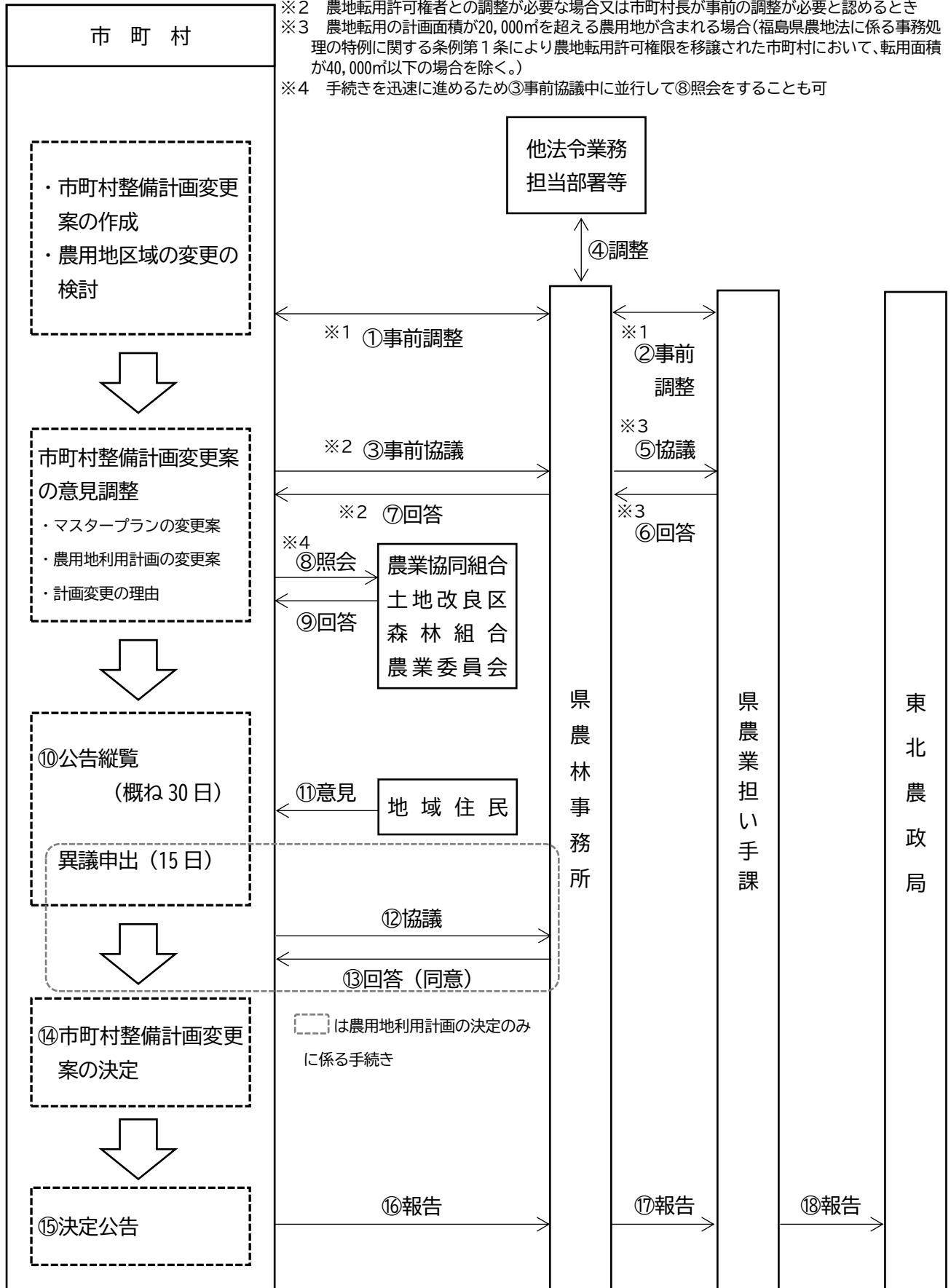
- 1 この要領は、令和5年7月11日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の規定に基づき作成された様式とみなす。

市町村農業振興地域整備計画の変更（随時）の事務の流れ



市町村農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）の事務の流れ

- ※1 農地転用許可権者との調整が必要な場合又は市町村長若しくは農林事務所長が事前の調整が必要と認めるとき
- ※2 農地転用許可権者との調整が必要な場合又は市町村長が事前の調整が必要と認めるとき
- ※3 農地転用の計画面積が20,000㎡を超える農用地が含まれる場合（福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第1条により農地転用許可権限を移譲された市町村において、転用面積が40,000㎡以下の場合を除く。）
- ※4 手続きを迅速に進めるため③事前協議中に並行して⑧照会をすることも可



(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更内容(総括表)

(1) 重要変更に係るもの(法第13条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上の用途区分別面積	備考
(編入)		m ²	m ²	
小計①				
(除外)				
小計②				
(用途区分の変更： 1haを超える場合)				
合計 ①-②				

(2) 軽微な変更に係るもの（令第10条関係）

変更後の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上の用途区分別面積	備 考
		m ²	m ²	
合 計				

（注：備考欄に令第10条第1項各号の区分を記載する。）

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

(様式第2号)

農業振興地域整備計画変更調書

第1 農用地区域の変更

1 農用地区域に編入しようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況 地目 面積	農用地利用 計画上の用途 区分	農業関係事業の 実施及び計画 との関連	変 理 更 由	備 考
附図番号	所 在						
合 計			m ²				

2 用途区分の変更をしようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況 地目 面積	農用地利用 計画上の用途 区分	農業関係事業の 実施及び計画 との関連	変 理 更 由	備 考
附図番号	所 在						
合 計			m ²				

3 農用地区域から除外しようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況 地目 面積	農用地利用 計画上の用途 区分	農業関係事業の 実施及び計画 との関連	変更 理由	備考
附図番号	所在						
合 計			m ²				

第2 その他の計画の変更

1 農業生産基盤の整備開発計画の変更

地区名 区域 番号	変更前					変更後					変更理由
	図面 番号	事業の 種類	事業の 概要	受益の範囲		図面 番号	事業の 種類	事業の 概要	受益の範囲		
				受益 地区	受益 面積 ha				受益 地区	受益 面積 ha	

(注) 第1の変更が第2の1の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

2 農用地等の保全計画の変更

項目	変更前	変更後	変更理由
農用地等の保全の方向			
農用地等の保全のための活動			

農用地等保全整備計画の変更

地区名 区域 番号	変更前					変更後					変更理由
	図面 番号	事業の 種類	事業の 概要	受益の範囲		図面 番号	事業の 種類	事業の 概要	受益の範囲		
				受益 地区	受益 面積 ha				受益 地区	受益 面積 ha	

(注) 第1の変更が第2の2の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更

項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向			
農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進の基本的な方向を図るための方策			

4 農業近代化施設の整備計画の変更

地区名 区域 番号	変 更 前							変 更 後							変 更 理 由
	図面番号	施設の 種類	位置 及び 規模	受益の範囲			利用組織	図面番号	施設の 種類	位置 及び 規模	受益の範囲			利用組織	
				受益地区	受益面積 ha	受益戸数 戸					受益地区	受益面積 ha	受益戸数 戸		

(注) 第1の変更が第2の4の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

5 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画の変更

地区名 区域 番号	変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
	図面番号	施設の 種類	施設の 内容	位置 及び 規模	施設の 対象者	図面番号	施設の 種類	施設の 内容	位置 及び 規模	施設の 対象者	

(注) 第1の変更が第2の5の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

6 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更

項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
農業を担うべき者の安定的な就業の促進を図るための方策			

農業従事者就業促進施設の変更

地区 名 区域 番号	変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
	図 面 番 号	施設 の 種 類	施設 の 内 容	位置 及 び 規 模	施設 の 対 象 者	図 面 番 号	施設 の 種 類	施設 の 内 容	位置 及 び 規 模	施設 の 対 象 者	

(注) 第1の変更が第2の6の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

7 生活環境施設の整備計画の変更

地区 名 区域 番号	変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
	図 面 番 号	施設等 の 種 類	位置 及 び 規 模	利用 の 範 囲	図 面 番 号	施設等 の 種 類	位置 及 び 規 模	利用 の 範 囲	

(注) 第1の変更が第2の7の変更を伴うときは、必ず併せて記載すること。

8 その他計画の変更

第3 附図の変更

現計画の附図を用いて、次の点に留意しながらそれぞれの計画変更の内容を明らかにした図面を作成し添付すること。

1 附図1号－農用地利用計画変更

編 入……赤でかこみ、現利用計画の用途区分に従って色分けする。

除 外……赤でかこみ、赤で斜線を入れる。

用途区分……黒でかこみ、変更後の用途区分に従った色分けする。

なお、附図1号は、農用地利用計画変更にかかる第1の農用地区域の変更説明表を
図面の余白にのり付けすること。

2 附図2号～4号－農用地利用計画以外の計画変更

計画変更で廃止したもの…現計画図を黒の×印で削除する。

計画変更で新たに追加されたもの…新たに現計画図に加える。

(注) 1・2との変更箇所の位置及び規模が変更内容に従ったものとなるよう的確に表示すること。

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
			m ²	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
除 外	法第13条 第2項第1号				
	法第13条 第2項第2号				
	法第13条 第2項第3号				
	法第13条 第2項第4号				
	法第13条 第2項第5号				
	法第13条 第2項第6号				
	法第10条第4項 規定の土地 〔 非農用地 令第8条 〕				
	法第10条第3項 各号非該当の土地				
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()			
	当該地の選定理由				
軽 微 な 変 更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整(農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※ 農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村 振興局長通知)による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農 地 区 分					
農地転用許可条項					
他法令との調整					

(記載上の注意)

1 「計画変更箇所」の「法第10条第3項の該当号」及び「用途区分」は、除外又は用途区分の変更をする土地について、法第10条第3項の該当号及び規則第4条の2第1項第1号の用途区分に○を記載すること。

2 変更要件の検討(法第13条第2項関係)

次のことを確認の上、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外することを適当とした理由を記載すること。

なお、法第13条第2項の「農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更」は、同項各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り農用地区域からの除外ができること。

(1) 第1号関係

ア 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であるか。

- ・ 具体的な転用計画があること。
- ・ 不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと。
- ・ 通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないこと。

イ 農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であるかどうか。

- ・ 農用地区域外の土地に家屋の新築が可能な土地があるにもかかわらず、家屋の新築のために農用地区域からの除外を行う場合ではないこと。
- ・ 農用地区域外の土地を併せて利用可能であるにもかかわらず、宅地全体を農用地区域内の土地で対応する場合ではないこと。
- ・ 土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもつて代えることが困難とすることでないこと。

(2) 第2号関係

ア 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ・ 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合でないこと。
- ・ 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合でないこと。
- ・ 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合でないこと。

(3) 第3号関係

ア (2)のほか、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ・ 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病害虫防除等に支障が生じる場合でないこと。
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合でないこと。

イ 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地等農用地の集団化、農作業の効率化等に適していると考えられる土地を農用地区域から除外する場合

- ・ 地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等構造政策の推進に支障を及ぼすおそれがないこと。

(4) 第4号関係

ア 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ・ 経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障が生ずる場合でないこと。
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれる場合でないこと。
- ・ 上記2つの要件が、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき作成された農用地利用集積等促進計画又は農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等の客観的な資料に基づいていること。

(5) 第5号関係

ア 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ・ ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想されないこと。
- ・ 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等が予想されないこと。

(6) 第6号関係

ア 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であること。

- ・ 土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変更等が行われた農地が工事完了公告における工事完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していること。

3 法第10条第4項規定の土地

法第10条第3項で農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても、同条第4項に規定される土地は、農用地区域には含まれないこととするものであり、除外する土地が農用地区域に含まれない土地（法第10条第4項、令第8条各号、規則第4条の5第1項各号に掲げる事項）となった理由を記載するとともに、根拠法令の条項を記載すること。

4 法第10条第3項各号非該当の土地

除外する土地が農用地区域の設定基準（法第10条第3項各号に掲げる事項）に該当しない土地となった理由を記載すること。

なお、法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさないこととなった場合としては、

- (1) 集団的に存在する農用地の規模が10ヘクタールを下回った場合（第1号関係）
- (2) 土地改良事業等を実施中であつたが計画変更により当該事業の施行に係る区域でなくなった場合（第2号関係）
- (3) 集団的に存在する農用地や土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地の保全又は利用上必要な施設の用に供されてきた土地が当該施設の廃止、縮小等によりその用に供されないこととなった場合（第3号関係）、農業用施設用地の規模が2ヘクタールを下回った場合（第4号関係）

などが想定される。

ただし、このような場合に直ちに当該土地が農用地区域から除外されることとなると、当該農用地区域内の土地において営農活動を行っていた農業者が農業振興施策を受けられなくなる等の不利益を被るおそれがあることから、直ちに農用地区域から除外する必要があるかどうかは、市町村において慎重に判断すること。

前記の場合であっても、市町村の判断により「当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要と認められる土地」（第5号関係）として引き続き農用地区域とできること。

5 軽微な変更

令第10条第2号から第4号に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○をつけること。

- (1) 第2号 農用地区域内にある土地の所有者又はその土地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者がその土地をその者の耕作又は養畜の業務のための農業用施設の用に供する場合において、その土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更
- (2) 第3号 農用地区域内にある土地のうち、土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されることとなったものがある場合において、その土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更
- (3) 第4号 農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更にかかる土地の面積が1ヘクタールを超えないもの

6 その他の事項による除外

法第15条の2第1項の規定による同項に規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用許可も不要なもの等、上記2から5に該当しない除外する場合にその理由を記載すること。

7 「非農地」と判断された土地について

既に山林原野化し、「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「農地法の運用通知」という。）第4の(3)に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された土地については、次のとおり記載すること。

- (1) 法第10条第3項各号に該当しない場合は、法第12条の2で規定する基礎調査を行わなくても「経済事情の変動その他情勢の推移」により農用地区域から除外可能であるため、この場合は、表の「法第10条第3項各号非該当の土地」の欄に、「農地法の運用通知」第4の(3)に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない旨及び法第10条第3項各号に該当しないと判断した理由を記載すること。
- (2) 法第10条第3項各号に該当する場合において、当該土地を農用地等以外の用途に供する目的で農用地区域から除外する場合は、法第13条第2項各号の要件を満たす必要があるため、表の「変更要件の検討」の各欄に2と同様に理由を記載すること。

8 農地転用許可権者との事前調整について

農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合においては、農地転用許可権者と事前に調整を行い、農地区分、農地転用許可条項について、「農地法の運用通知」による区分により記載すること。

所在			判 断
号	要 件	チェック項目	
第1号	(1) 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であるか。	① 具体的な転用計画があること。	
		② 不要不急の用途に供するために農用区域から除外するものではないこと。(必要性、緊急性)	
		③ 通常必要とされる面積等からみて農用区域からの除外が過大なものではないこと。	
	(2) 農用区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であるかどうか。	④ (例) 農用区域外の土地に家屋の新築が可能な土地があるにもかかわらず、家屋の新築のために農用区域からの除外を行う場合ではないこと。	
		⑤ (例) 農用区域外の土地を併せて利用可能であるにもかかわらず、宅地全体を農用区域内の土地で対応する場合ではないこと。	
		⑥ 土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用区域外の土地をもって代えることが困難とすることでないこと。	
第2号	(3) 農用区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	⑦ (例) 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合でないこと。	
		⑧ (例) 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合でないこと。	
		⑨ (例) 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合でないこと。	
第3号	(4) (3)のほか、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	⑩ 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じる場合でないこと。	
		⑪ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合でないこと。	
第4号	(5) 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地等農用地の集団化、農作業の効率化等に適していると考えられる土地を農用区域から除外する場合。	⑫ 地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等構造政策の推進に支障を及ぼすおそれがないこと。	
		(6) 農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	⑬ 経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障が生じる場合でないこと。 ⑭ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれる場合でないこと。 ⑮ 上記2つの要件が、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき作成された農用地利用集積等促進計画又は農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等の客観的な資料に基づいていること。
第5号	(7) 農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	⑯ ため池、排水路、土留工、防風林等の農用区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想されないこと。	
		⑰ 農業業用排水施設等の農用区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等が予想されないこと。	
第6号	(8) 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であること。	⑱ 土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変更等が行われた農地が工事完了公告における工事完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していること。	

変更箇所の個別検討表〔編入用〕（一件毎に作成）

対図 番号	計 画 変 更 箇 所			
	所 在	地 目	面 積	編入後の用途区分
			㎡	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性				
法第10条第3項 の該当号 (該当する項目の □にレを付すこと)	<input type="checkbox"/> 第1号〔集团的に存在する農用地で令で定める規模以上のもの〕 <input type="checkbox"/> 第2号〔土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の規則で定めるものの施行に係る区域内にある土地〕 <input type="checkbox"/> 第3号〔前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地〕 <input type="checkbox"/> 第4号〔法第3条第4号に掲げる土地で令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの〕 <input type="checkbox"/> 第5号〔前各号に定めるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地〕			
備 考				

(記載上の注意)

1 「計画変更箇所」の「編入後の用途区分」は、編入する土地について、規則第4条の2第1項第1号の用途区分に○を記載すること。

2 法第10条第3項の該当号

農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたり農用地等としての利用を確保すべき土地について定めるものであり、同区域に含めるべき土地については法第10条第3項の各号に定めるとおりであるが、その運用に当たっては、次のとおりとする。

(1) 集団的に存在する農用地（法第10条第3項第1号）

集団的に存在する農用地の規模は10ヘクタール以上とするが、その算定にあたっては、道路・鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等を境界とすることとなるが、農用地が連たんすることによる農作業の効率性等の面から優良農地として農用地区域とするものであり、これらの地形、地物等であっても通作等に支障が生じないものである場合には、境界とせず一団の土地とすること。

(2) 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地（法第10条第3項第2号）

土地改良事業等の事業が行われた土地は農業生産性が高い土地であることから、農用地区域とするものであるが、一定の整備水準が確保されており、かつ、施行に係る区域の特定が可能であることが必要であることから、国の直轄又は補助に係る事業で土地改良法（昭和24年法律第195号）施行後に実施されたもので次に該当する事業を対象としたものであること。

ア 農業用排水施設の新設または変更（当該事業の施行により農業の生産性の向上が相当程度見込まれない土地、いわゆる不可避受益地にあつては、当該事業を除く。）

イ 区画整理

ウ 農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事は除く。）

エ 埋め立て又は干拓

オ 客土、暗きょ排水その他土地の改良又は保全のために必要な事業

なお、主として農用地の災害を防止することを目的とする防災事業や非農用地区域捻出を主な目的とする集落土地基盤整備事業、緊急に必要な補強工事を行うことにより農業用排水施設の機能の維持及び安全性の確保を図る基幹水利施設補修事業などは、法第10条第3項第2号の土地改良事業等に含まれないものとするが、農業用排水施設の変更であつて、従前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業は、法第10条第3項第2号の土地改良事業に含まれる。

(3) 集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地（法第10条第3項第3号）

土地改良施設の用に供される土地で、このうち集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に接しているものが一般的に該当する。

(4) 農業用施設用地（法第10条第3項第4号）

集団的な農業用施設用地としての規模である2ヘクタール以上の用地については、河川、道路等線的な施設により土地が分断されている場合にあっても、その相互間の往来に支障がなく、土地利用上一体的なものとして考え得る場合には、一つの団地として扱うことができる。

農業用施設のうち

ア 製造又は加工の用に供する施設とは、当該施設を設置・管理する農業者自らが生産する農畜産物の製造（加工）施設であること。また、当該施設については、農業者自らの生産する農畜産物の使用の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多い場合であること。

イ 販売の用に供する施設とは農業者自らが生産する農畜産物の販売施設、農業者自らが生産する農畜産物を原材料として製造（加工）したものを販売する施設であること。また、農畜産物の販売施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いものであり、農業者自らの生産する農畜産物を原料として製造（加工）したものの販売施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物を量的又は金額的に5割以上使用して製造（加工）したもののみを販売するものであることに留意すること。

(5) 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地（法第10条第3項第5号）

農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地として農用地区域を定めるに当たっては、その土地の位置、地形その他の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮するとともに、地域の農業者の意見を十分聴いて、将来のあるべき土地利用の方向を見定めつつ、優良な農用地等の確保に努めることが重要であるが、その具体例は次のとおりとする。

ア 産地形成の観点から確保することが必要なもの。

イ 優良農地の保全や一体的整備等の観点から確保することが必要なもの。

ウ 農業生産の担い手の育成の観点から確保することが必要なもの。

エ 環境保全の観点等から確保することが必要なもの。

(様式第3号)

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

福島県知事 様

〇〇市(町村)長

〇〇農業振興地域整備計画の変更について(事前協議)

このことについて、「市町村農業振興地域整備計画の管理等事務処理要領」の第3の3(1)に基づき協議します。

記

- 1 計画変更の事由
総合見直し・随時変更 (※該当するものを○で囲むこと。)
- 2 計画変更の内容及び理由
様式第1号「農業振興地域整備計画変更理由書」及び様式第2号「農業振興地域整備計画変更調書」のとおり
- 3 計画変更をしようとする部分
別添朱書修正した計画書及び農用地利用計画のとおり
- 4 計画変更についての内部調整結果

- 5 変更に係る添付書類
 - (1) 変更該当する附図(変更箇所を明示)
 - (2) 農用地区域からの除外又は用途区分の変更の判断に必要な書類(個別毎)
 - ア 除外・変更の候補地の位置図(縮尺は1/50,000程度とし、縮尺、方位、除外・変更する地域(朱書すること。)を明示すること。)
 - イ 現況図(除外・変更する土地の付近の状況を表示する図面で縮尺は1/10,000程度。付近の地形、土地利用状況及び縮尺、方位、除外・変更する土地(朱書すること。)を明示すること。)
 - ウ 土地利用計画図(事業計画に係る建物又は施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示する平面図で縮尺は1/500~1/2,000程度とし、縮尺、方位を明示すること。)
 - エ 用排水計画図(取水及び排水(雨水、汚水等)の経過を示す図面)
 - オ その他参考となる資料等
 - (3) 転用の確実性を判断するために必要な書類(個別毎)
 - (4) 農業振興地域整備計画書(ガイドライン別添参考様式第3)
 - (5) 農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料(ガイドライン別添参考様式第4)

(注1) 記3については、新旧対照形式、見え消し形式等により変更の内容が容易に確認できるものとする。

(注2) 記5の(2)及び(3)は、農地転用許可権者との調整が必要な場合に添付すること。

(注3) 記5の(4)及び(5)は、総合見直しの場合に添付すること。

(様式第4号)
〇〇市(町村) 第〇〇号

[〇〇市(町村)第〇〇号で定めた]〇〇農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

〇〇市(町村)の住民は、(元号) 年 月 日(注:公告年月日の翌日から起算しておおむね30日目の日)までに、市(町村)に当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画に対して異議があるときは、(元号) 年 月 日(注:縦覧期間終了の日)の翌日から起算して15日以内に市(町村)にこれを申し出ることができる。

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長名

- 1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面の縦覧期間
自 (元号) 年 月 日(注:公告年月日)
至 (元号) 年 月 日(注:公告年月日の翌日から起算しておおむね30日目の日)
- 2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面の縦覧場所
〇〇市役所 (町村役場) 〇〇課
〇〇市 (町村)字〇〇番地
- 3 意見書の提出方法等
意見書は日本語に限り、郵送[、持参、ファックス及びインターネット]による提出とする。意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。
[提出先: 〇〇市役所 (町村役場) 〇〇課]
- 4 意見書の処理等
意見書については、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- 5 異議申出の方法等
異議の申出は書面により行うこととし、日本語に限り、郵送[、持参、ファックス及びインターネット]による提出とする。個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては異議を申し出ることができない。
[提出先: 〇〇市役所 (町村役場) 〇〇課]

(様式第4号の留意点)

- 1 かぎ括弧 [] の部分は、市町村によって記載するしないを判断してよい。
- 2 様式の3の記載は、市町村によっては、別途周知措置（規則を定める・ホームページで参照できる等）をすれば、3以降の記載を簡略化（例：「意見書の提出方法・処理方法については、〇〇による。」）が可能である。
意見書の提出方法・処理方法について周知することが、ガイドラインに示されているため、望ましい例として様式に反映させている。
- 3 縦覧する書類
 - (1) 農業振興地域整備計画の変更案
（変更部分や農用地利用計画のみではなく計画書全部であることに注意）
 - (2) 変更しようとする理由を記載した書面
（ガイドラインでは、これに合わせて変更概要も記載した「変更等理由書」）
- 4 「公告の縦覧期間終了日」の取り扱い
公告年月日の翌日から起算して、おおむね30日目の日とし、土日祝日等の閉庁日でない日を定めること。

(様式第5号)

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

福島県知事 様

〇〇市(町村)長

〇〇農業振興地域整備計画の変更について(協議)

〇〇農業振興地域整備計画について、下記により変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する第8条第4項の規定により協議します。

記

- 1 計画変更の内容及び理由
様式第1号「農業振興地域整備計画変更理由書」及び様式第2号「農業振興地域整備計画変更調書」のとおり
- 2 計画変更をしようとする部分
別添朱書修正した計画書及び農用地利用計画のとおり
- 3 変更手続き経過(同法第11条関係)
 - (1) 公告番号及び公告年月日
 - (2) 縦覧期間 (元号) 年 月 日～ 年 月 日(日間)
異議申出期間 (元号) 年 月 日～ 年 月 日(日間)
 - (3) 意見書提出の有無 有 無
(有の場合は、その要旨及び処理経過を記載すること。)
 - (4) 異議申出の有無 有 無
(有の場合は、その処理経過を記載すること。)
- 4 関係機関の意見の聴取結果
 - (1) 農業協同組合 (元号) 年 月 日 ()
 - (2) 土地改良区 (元号) 年 月 日 ()
 - (3) 森林組合 (元号) 年 月 日 ()
 - (4) 農業委員会 (元号) 年 月 日 ()
- 5 変更に係る添付資料
 - (1) 変更該当する附図 2部(変更箇所を明示)
 - (2) 農用地区域からの除外又は用途区分の変更の判断に必要な書類(個別毎)※事前協議を了した案件については不要
 - ア 除外・変更の候補地の位置図(縮尺は1/50,000程度とし、縮尺、方位、除外・変更する地域(朱書すること。)を明示すること。)
 - イ 現況図(除外・変更する土地の付近の状況を表示する図面で縮尺は1/10,000程度。付近の地形、土地利用状況及び縮尺、方位、除外・変更する土地(朱書すること。)を明示すること。)
 - ウ 土地利用計画図(事業計画に係る建物又は施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示する平面図で縮尺は1/500～1/2,000程度とし、縮尺、方位を明示すること。)
 - エ 用排水計画図(取水及び排水(雨水、汚水等)の経過を示す図面)
 - オ その他参考となる資料等
 - (3) 転用の確実性を判断するために必要な書類(個別毎)※事前協議を了した案件については不要
 - (4) 農業振興地域整備計画書(ガイドライン別添参考様式第3)
 - (5) 農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料(ガイドライン別添参考様式第4)

(注1) 記2については、新旧対照形式、見え消し形式等により変更の内容が容易に確認できるものとする。

(注2) 記5の(4)及び(5)は、総合見直しの場合に添付すること。

(様式第6号)

〇〇市(町村)第〇〇号

〇〇農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長

記

1 同法第11条第2項の規定による意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

(1) 要旨

処理結果

(2) 要旨

処理結果

2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

〇〇市役所(町村役場) 〇〇課

〇〇市(町村)字〇〇番地

(様式第6号の留意点)

法第11条第2項の規定による意見書が提出されなかった場合には、項目1を削除する(このときは項目2の項目数は削除する)か、意見書の提出がなかった旨の記載をすること。

(様式7号)

市 町 村 整 備 計 画 変 更 台 帳

農業振興地域指定年月日 昭和 年 月 日 整備計画認可年月日 昭和 年 月 日 注意：合併があった場合、①新市町村名と同じ旧市町村②（新たな市町村名のと き）旧市町村のうち最も古く指定を受けた旧市町村の年月日を記載する。	整備計画変更の履歴 整備計画変更年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	計画変更に係る事業名（ある場合） (例) 特別管理地域 (例) 農業・農村振興総合対策 (例) 農業振興地域整備計画策定再編事業 (例) - (通常の一般管理)	事業の指定年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 -
旧市町村等 注意：平成以降に合併があった場合、合併年月日と旧市町村名を記入	注意：市町村の合併によりこの欄を更新するときには、新市町村名により新たに変更履歴を記載する。 その場合は、各旧市町村の変更履歴を別紙に記載し確認ができるようにするものとする。		

1 農業振興地域の概要

(単位：㎡)

農業振興地域の 変更年月日 (12条公告年月日)	総面積	農用地				混牧林地	農業用 施設用地	混牧林地以外の山林・原野		その他		備考
		田	畑	樹園地	採草放牧地			うち開発予定地	うち開発予定地			

2 農業振興地域整備計画の概要

(1) 処理経過及び内容

変更の処理経過									変 更 の 内 容				備 考 (変更事由) 総合見直し 随時変更
番 号	事前協議 年月日	回 答 年月日	公告縦覧 年月日	意見 書の 有無	異議 の 有無	変更協議 年月日	同 意 年月日	公 告 年月日	土 地 の 所 在 (全筆記載)	変更後の用途	地目別面積 (㎡)	変更の理由	

(2) 変更項目

軽微な変更以外の変更（該当するものに○）					軽微な変更（該当するものに○）					備考 （変更事由） 総合見直し 随時変更	
番号	農用地利用計画の変更		農業生産基盤整備 開発計画の変更	農業近代化施設 整備計画の変更	その他の 計画の変更	令10-1-1	令10-1-2	令10-1-3	令10-1-4		対象となった 面積（㎡）
	農用地区域の変更（㎡）	左以外の変更（㎡）									

3 変更後の農業振興地域整備計画の概要

ア) 農用地利用計画（用途区分別面積） （単位：㎡）

変更年月日 （12条公告）	総面積	農地	採草 放牧地	混 林 地	牧 地	農業用 施設用地

イ) 農用地区域内の土地利用の現況 （単位：㎡）

農用地					混牧林地	農業用施設 用地	混牧林地以外 の山林・原野	その他
	田	畑	樹園地	採草放牧地				

* 規則第4条の2第2項に規定された「特別の用途区分」を指定した場合は、適宜様式を変更すること。

(様式第 8 号)

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

〇〇農業振興地域整備計画の変更について（協議）

このことについて、「市町村農業振興地域整備計画の管理等事務処理要領」の第 4 の 1 (3) イに基づき協議します。

記

- 1 計画変更協議の事由
総合見直し・随時変更
- 2 関係機関との調整経過及び結果

- 3 計画変更についての意見
別紙様式第 9 号「農業振興地域内農用地等の転用に係る意見及び調査結果」のとおり
- 4 添付書類 ① 様式第 2 号別表 1 「変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕」
② 農用地区域からの除外（用途区分の変更）の判断に必要な書類（個別毎）
③ 転用の確実性を判断するために必要な書類
④ 土地利用計画図（附図 1 号）

調査年月日	(元号) 年 月 日	調査員職氏名							
事業者	住所又は所在								
	氏名又は名称	代表者職氏名							
事業の目的									
土地の所在									
	田	畑	樹園地	採草放牧地	混牧林地	山林原野	その他	計 (㎡)	割合
事業総面積 (現況)	A	B	C					D	A+B+C/D %
うち農用地区域 面積 (現況)								E	E/D %
農地転用許可 基準からみた 農地の区分別 面積及び区別	農地区分	面積 (㎡)		農地区分の該当事項			許可基準該当事項		
	農用地			〔農地法の運用について〕(平成			(記載方法は、左記と同じ)		
	甲種			21年12月11日付け21経営第4530					
	第1種			号・21農振第1598号農林水産省経					
	第2種			営局長・農村振興局長通知)の区					
第3種			分に従い記載する。 例) 第1種農地						
計			〔第2の1(1)イ(ア)〕						
開発区域内 農用地の農業 生産の状況	利用状況				10アール当たり作付別 普通収穫高 (地区平均)	()			
事業計画 土地造成構築物 工作物等の施設 別の規模・数量 等を具体的に 記入のこと	用途								
	工事計画	着工 (元号) 年 月 日	完了 (元号) 年 月 日						
開拓事業開発	地区名				地区面積	㎡	売渡年月日		
	開拓者の区分				うち申請地面積	㎡	開拓財産		
農林関係事業 実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積 (㎡)	うち申請地面積 (㎡)	施行時期	工事完了公告年月			
	農業関係								
林業関係									
旧自作法による 創設牧野関係	所属替売渡 年月日	総面積 (㎡)	左のうち 事業用地 面積 (㎡)	牧野利用農業協同組合			利用組合別 面積 (㎡)		
				名称	解散の有無	解散年月日			
法令に基づく各種 指定地区等の現況	自然公園	保安林	河川区域	海岸保全 区域	地すべり 防止区域	砂防 指定地	天然 記念物	工場適地	
区域内の道水路、 溜池等の種類及び 数量並びに取扱い 方針									

被害防除措置 (地下水減少、土砂の流失、たい積、崩かい、用排水等に対する防除措置)						
国土利用計画法に基づく届出・事前指導申出の状況		届出・申出の有無	届出・申出年月日	(摘要)		
		有・無				
市町村開発事業者指導要綱による協定締結の状況		締結の有無	締結年月日	(未締結の場合はその事由等)		
		有・無				
用地売買等の状況	取得しようとする権利の種類別面積及び権利者数	所有権	地上権	賃借権	権	計
		m ² (人)	m ² (人)	m ² (人)	m ² (人)	m ² (人)
	進捗状況	売買交渉・進捗状況	仮登記	本登記	10a当り売買価格	その他
農地転用事前審査申出書の提出状況						
市町村長の意見						
開発許可等との調整状況						
調査結果の意見	(1) 法第13条第2項各号の除外要件の検討	ア 第1号	当該地を農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるか。			
		イ 第2号	当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。			
		ウ 第3号	当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められるか。			
		エ 第4号	当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。			
		オ 第5号	当該変更により、農用地区域内の法第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。			
		カ 第6号	当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しているか。			
	(2) 農地転用許可基準上の甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合においてその土地につき転用することがやむを得ないと認められる時はその理由					
農林事務所の農振除外又は用途区分変更の可否の検討結果						

(様式第10号)

(記号・番号)

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

福島県知事

〇〇農業振興地域整備計画の変更案について(回答)

(元号) 年 月 日付け〇〇 号により事前協議のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 農用地利用計画を変更することの可否

可
否

理由

2 農地転用の見込み

※ 事前協議時点での可否判断に基づき、以下のいずれかを記入する。

(可と判断される場合)

この用地の選定はやむを得ないものと認められます。ただし、この回答は、事前協議に係る農地等が農用地区域から除外されること及び当該転用に関連して他法令の許可等を要する場合には、その許可等が得られることを前提としたものであるので留意してください。

(否と判断される場合)

以下の理由により、当該農地等の転用は不相当と認められます。

理由

(様式第11号)

(記号・番号)

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

福島県知事

〇〇農業振興地域整備計画の変更について(回答)

(元号) 年 月 日付け〇第 号により協議のありました〇〇農業振興地域整備計画の変更については、同意します。

(様式第12号)

(記号・番号)

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

福島県知事

〇〇農業振興地域整備計画の変更について(回答)

(元号) 年 月 日付け〇第 号により協議のありました〇〇農業振興地域整備計画の変更については、下記の理由により、同意しません。

記

同意しない理由

[]

(様式第13号)

農業振興地域整備計画変更処理台帳

整理 番号	変更の内容					処理経過						同意 (不同意) 年月日	公告 年月日
	土地の所在	変更後の 用途	地目別 面積 (㎡)	変更の 理由	事業者	事前協議	回答	公告縦覧	意見 有無	異議 有無	協議		
					重・ 軽	・ ・	・ ・	・ ～ ・	有 ・ 無	有 ・ 無	・ ・		
					重・ 軽	・ ・	・ ・	・ ～ ・	有 ・ 無	有 ・ 無	・ ・		
					重・ 軽	・ ・	・ ・	・ ～ ・	有 ・ 無	有 ・ 無	・ ・		
					重・ 軽	・ ・	・ ・	・ ～ ・	有 ・ 無	有 ・ 無	・ ・		
					重・ 軽	・ ・	・ ・	・ ～ ・	有 ・ 無	有 ・ 無	・ ・		
					重・ 軽	・ ・	・ ・	・ ～ ・	有 ・ 無	有 ・ 無	・ ・		
					重・ 軽	・ ・	・ ・	・ ～ ・	有 ・ 無	有 ・ 無	・ ・		
					重・ 軽	・ ・	・ ・	・ ～ ・	有 ・ 無	有 ・ 無	・ ・		

(様式第14号)

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

〇〇農業振興地域整備計画の変更について(報告)

このことについて、下記のとおり処理しました。

記

1 関係市町村

2 処理経過

(1) 変更の事前協議

(元号) 年 月 日

(2) 事前協議の回答

(元号) 年 月 日

(3) 法第11条公告

(元号) 年 月 日

縦覧期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日(日間)

異議申出期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日(日間)

(4) 意見書提出の有無

有 無

(有の場合は、その要旨及び処理経過を記載すること。)

(5) 異議申出の有無

有 無

(有の場合は、その経過を記載すること。)

(6) 協議年月日

(元号) 年 月 日

(7) 同意年月日

(元号) 年 月 日

(8) 法第12条公告

(元号) 年 月 日

3 変更の内容

(1) 農用地利用計画

変更後の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上 の用途区分別面積	備 考
(重変) 編入				
計		m ²	m ²	
(重変) 除外				
計		m ²	m ²	
(軽変)				
計		m ²	m ²	

(2)その他の計画「」の変更

4 添付書類

- (1) 協議書副本（様式第1号、様式第2号及び変更該当する附図添付） 1部
- (2) 市町村整備計画変更台帳（様式第7号）写し 1部
- (3) 農業振興地域整備計画変更処理台帳（様式第13号）写し 1部

(様式第15号)
(福島県知事経由)

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

農林水産大臣 様

〇〇市(町村)長

(元号) 〇〇年度農業振興地域整備計画書写しの送付について

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり送付します。

記

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 農業振興地域整備計画書写し | 1部 |
| 2 | 附函 | 1式 |
| 3 | 同基礎資料 | 1式 |
| 4 | 関係書類 | 1式 |

注 記4の関係書類は、当該計画の変更が、土地改良法(昭和24年法律第195号)第7条第4項に規定する非農用地区域の設定、令第8条第1号から第3号に掲げる地域整備法等による施設の整備等又は規則第4条の5第1項第26号の2若しくは同項第27号による場合は、当該計画書に合わせて変更の要因となったそれぞれの計画等の写しを添付すること。

(参考様式1号)

(記号・番号)

(元号) 年 月 日

〇〇農業協同組合長

△△土地改良区理事長 様

××森林組合長

〇〇市(町村)長

〇〇農業振興地域整備計画の変更案について

〇〇農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、別紙「変更理由書」に基づき変更したいので、当該計画変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第3条の規定により、意見を求めます。

ついては、当該計画変更案に関する意見を(元号) 年 月 日までに提出願います。

(参考様式2号)

(記号・番号)

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員長 様

〇〇市(町村)長

〇〇農業振興地域整備計画の変更案について

〇〇農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、別紙「変更理由書」に基づき変更したいので、当該計画変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第3条の2の規定により、意見を求めます。

については、当該計画変更案に関する意見を(元号) 年 月 日までに提出願います。

(参考様式3号)〔農用地区域除外用〕

農用地利用計画変更申出書

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長様

〔事業計画者〕

住所

氏名

電話

職業

〔土地所有者等〕

住所

氏名

電話

職業

下記の土地について、農用地区域からの除外を申し出ます。

	土地の所在・地番	農業生産の状況	地目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
申出の土地					
計					
権利の種類	設定・移転〔所有権・賃借権・その他()〕				
変更の目的及び 変更の必要性					

事業計画	事業予定年月日	年 月 日～ 年 月 日			
	全体計画面積 (地目別)	(地目) (m ²) 計			
	建物及び工作物 (構築物)	(棟) (m ²) (構造)			
	その他				
	周辺農用地等に対する被害防除 措置				
当該土地を選定 した理由及び経緯					
土地基盤整備事業 の実施状況	事業名	事業主体	受益面積	事業実施年度	その他
			m ²		
			m ²		
			m ²		
他の土地利用の 規制の有無・ 調整経過・予定					
その他必要な事項					

〔記載上の注意〕

- 1 各項とも枠内に入りきらない場合は、別紙として添付すること（なお、土地所有者等が複数になる場合は、それぞれ関連する当該土地の地番等がわかるように別紙を作成すること）。
- 2 事業計画は、できるだけ具体的に記入し、また建物面積は建築面積とすること。
- 3 選定の理由、経緯には必ず当該地域以外に代替すべき土地がない理由を具体的に記載し、それを証明できる資料等があれば添付すること。
- 4 その他必要な事項には、農家住宅の場合はその経営規模、家族構成を、農家の分家住宅の場合は、土地所有者との続柄、家族構成を明記すること。また住宅等を移転する場合には、現住宅等の跡地計画を、住宅の拡張の場合は現住宅等の敷地面積を明記すること。

〔添付書類〕 （各2部提出のこと）

- 1 農用地区域からの除外の判断に必要な書類
 - (1) 除外候補地の位置図（縮尺は1/50,000程度とし、縮尺、方位、除外・変更する地域（朱書すること。）を明示すること。）
 - (2) 現況図（除外する土地の付近の状況を表示する図面で縮尺は1/10,000程度。付近の地形、土地利用状況及び縮尺、方位、除外・変更する土地（朱書すること。）を明示すること。）
 - (3) 土地利用計画図（事業計画に係る建物又は施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示する平面図で縮尺は1/500～1/2,000程度とし、縮尺、方位を明示すること。）
 - (4) 用排水計画図（取水及び排水（雨水、汚水等）の経過を示す図面）
 - (5) その他参考となる資料等
- 2 その他
市町村が転用の許可の確実性を判断するために必要な書類

(参考様式4号)〔農用地区域編入用〕

農用地利用計画変更申出書

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

〔事業計画者〕

住所

氏名

電話

職業

〔土地所有者等〕

住所

氏名

電話

職業

下記の土地について、農用地区域の設定を申し出ます。

	土地の所在・地番	農業生産の状況	地 目		面積 (㎡)
			登記簿	現 況	
申 出 の 土 地					
計					
権 利 の 種 類	設定・移転〔所有権・賃借権・その他 ()〕				
指定する用途					
変更の目的及び 変更の必要性					

当該土地を選定した理由及び経緯		
予定される関連事業計画	事業名	
	事業主体	
	受益面積	㎡
	事業実施年月	年 月～ 年 月
他の土地利用の規定の有無・調整経過・予定		
営農規模等		
その他必要な事項		

〔記載上の注意〕

- 1 各項とも枠内に入りきらない場合は、別紙として添付すること（なお、土地所有者等が複数になる場合は、それぞれ関連する当該土地の地番等がわかるように別紙を作成すること）。
- 2 営農規模等は、現在の営農状況を記載するとともに編入後（関連事業実施後）の目標営農規模等も記載すること。

〔添付書類〕 （各2部提出のこと）

- 1 位置図
- 2 事業計画に係る平面図（1/500～1/2,000程度）
- 3 その他参考となる資料等

(参考様式5号) [用途区分の変更用]

農用地利用計画変更申出書

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

[事業計画者]

住所

氏名

電話

職業

[土地所有者等]

住所

氏名

電話

職業

下記の土地について、農用地区域内の農業上の用途区分の変更を申し出ます。

申出の土地	土地の所在・地番	農業生産の状況	地 目		面積 (㎡)
			登記簿	現 況	
計					
権 利 の 種 類	設定・移転 [所有権・賃借権・その他 ()]				
変更しようとする用途及び面積	[変更前用途]	[変更後用途]	[変更面積 (㎡)]		
変更の目的及び変更の必要性					

事業計画	事業予定年月日	年 月 日～ 年 月 日			
	全体計画面積 (地目別)	(地目)	計		(㎡)
	規 模	(棟)	(㎡)	(構造)	
	公害・環境汚染 等被害防除措置				
当該土地を選定 した理由及び経緯					
土地基盤整備事業 の 実 施 状 況	事業名	事業主体	受益面積 (㎡)	事業実施年度	その他
他の土地利用の 規制の有無・ 調整経過・予定					
その他必要な事項					

〔記載上の注意〕

- 1 各項とも枠内に入りきらない場合は、別紙として添付すること（なお、土地所有者等が複数になる場合は、それぞれ関連する当該土地の地番等がわかるように別紙を作成すること）。
- 2 変更しようとする用途及び面積には、変更前の用途（例えば「農地」）、変更後の用途（例えば、「農業用施設用地」）、及び変更面積を記載すること。
- 3 事業計画は、農業施設の場合のみとし、できるだけ具体的に記載すること。
- 4 選定の理由、経緯は農業施設に係るものについては農用地区域以外の土地または他の農業用施設用地では建設できない理由を具体的に記載し、それを証明できる資料等があれば添付すること。
- 5 その他必要な事項には、現在の営農状況と用途変更後の目標営農規模等を記載すること。

〔添付書類〕 （各2部提出のこと）

- 1 用途区分の変更の判断に必要な書類
 - (1) 変更候補地の位置図（縮尺は1/50,000程度とし、縮尺、方位、変更する地域（朱書すること。）を明示すること。）
 - (2) 現況図（変更する土地の付近の状況を表示する図面で縮尺は1/10,000程度。付近の地形、土地利用状況及び縮尺、方位、変更する土地（朱書すること。）を明示すること。）
 - (3) 土地利用計画図（事業計画に係る建物又は施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示する平面図で縮尺は1/500～1/2,000程度とし、縮尺、方位を明示すること。）
 - (4) 用排水計画図（取水及び排水（雨水、汚水等）の経過を示す図面）
 - (5) その他参考となる資料等
- 2 その他
市町村が転用の許可の確実性を判断するために必要な書類

(参考様式6号)

(記号・番号)

(元号) 年 月 日

(変更申出者) 様

〇〇市(町村)長

〇〇農業振興地域整備計画の変更について(回答)

(元号) 年 月 日付けで申出のあったこのことについては、下記の理由により変更できませんので、通知します。

記

1 申出のあった土地の所在等

[所在・地番・地目・面積]

2 計画の変更の事項

農用地利用計画の変更(※下記のいずれかを○で囲む)

(農用地区域からの除外・農用地区域への編入・用途区分の変更)

3 〇〇農業振興地域整備計画が変更できない理由

※ 法第13条第2項第1号～第6号の除外要件又は転用の確実性等により、記載すること。

(参考様式7号)

(記号・番号)

(元号) 年 月 日

(変更申出者) 様

〇〇市(町村)長

〇〇農業振興地域整備計画の変更について(回答)

(元号) 年 月 日付けで申出のあったこのことについては、下記の理由により県において不同意となり、農用地利用計画の変更ができませんので、通知します。

記

1 申出のあった土地の所在等

[所在・地番・地目・面積]

2 計画の変更の事項

農用地利用計画の変更(※下記のいずれかを○で囲む)

(農用地区域からの除外・農用地区域への編入・用途区分の変更)

3 〇〇農業振興地域整備計画の変更ができない理由

※ 法第13条第2項第1号～第6号の除外要件により、記載すること。